

埼玉県バーチャルユースセンター運営検討会議設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県バーチャルユースセンターの運営手法を検討するため、「埼玉県バーチャルユースセンター運営検討会議（以下「委員会」という。）」を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第3条 委員会には委員長1人、副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 議長は、会議の会務を総括する。

3 議長は、必要があると認めるとときは、第2条に規定する者以外の者の出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

4 議長に事故があるときは、副委員長が議長の職務を代理する。

5 委員は、自ら会議に出席できないときは、自ら指名する者を代わりに出席させることができる。

(オブザーバー)

第5条 委員会は、必要に応じてオブザーバーを置くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、県民生活部青少年課において処理する。

(設置期間)

第7条 委員会の設置期間は、令和7年3月31日までとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるものほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月6日から施行する。

別表（第2条関係）

教育分野の学識経験者
心理分野の学識経験者
メタバース空間に係る有識者
居場所づくり活動実践者
ユーザー関連者
リアルユース実施自治体
不登校・引きこもり支援実施自治体
参考事例実施自治体